

令和7年度 立川市防災会議 議事概要

■開催日時 令和7年7月23日（水曜日） 10時00分から10時50分

■開催場所 立川市役所 302会議室

■出席者 42名（うち代理出席者6名）

■次第

1. 開会

2. 会長（市長）挨拶

3. 議題

（1）立川市地域防災計画の修正及び素案について

4. 報告事項

（1）立川消防署からの報告

（2）東京ガス株式会社からの報告

5. その他

6. 閉会

・資料一覧

立川市地域防災計画の修正について（資料1）

立川市地域防災計画修正素案について（資料2）

主要な修正点（資料3）

立川市地域防災計画素案（資料4）

被災地における緊急消防援助隊の後方支援活動について（立川消防署）（資料5）

東京ガスネットワークの防災対策・復旧マイマップ（東京ガス株式会社）（資料番号なし）

■会議の傍聴 公開

■傍聴者数 0名

令和7年度 立川市防災会議		
	令和7年 7月 23日(木) 開始 10時00分 終了 11時00分	場所 302 会議室
危機管理対策 室長	定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第1回立川市防災会議を開会させていただきます。 本日は大変お忙しいところ、防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。 本日、議事に入るまでの間、危機管理室長が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。 次第の1 開会といたしまして、まず始めに防災会議委員の皆様にお知らせいたします。本市では、「立川市審議会等会議公開規則」第3条の規定により、審議会等の会議は公開を原則としておりますので、本日の防災会議につきましても公開としております。 また、「立川市防災会議運営規程」第5条に基づき、委員定数の半数以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。 続きまして、次第の2 会長挨拶に入ります。 立川市防災会議の会長である、立川市長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。	
市長	皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、また猛暑の中、立川市令和7年第1回立川市防災会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。ご案内のとおり、能登半島の地震が発生をしてから1年半が経過をいたしました。国においても、この能登半島の地震等を受ける中で、最新の取り組み等を踏まえながら、防災計画の修正を行っております。 本日、議題として皆様方にご提案をさせていただきます立川市の地域防災計画の修正および素案につきましても、これら国の計画の修正や、あるいは東京都の地域防災計画の修正等々を踏まえながら、立川市としての取り組みを示していく素案となっております。 特に能登半島等においては、いまだに震災からの復興がなかなか進んでいない、そういった中で災害関連死の問題も報道機関等によって大きく伝えられています。地域の事情はそれぞれ異なりますが、万が一、この東京で、そしてこの立川で災害が発生をした時に、市民の皆さんが少しでもその被害から逃れられる、あるいは復興に向けて速や	

	かにフェーズを変えられるような防災計画として策定、修正をしていければと思っております。 本日は大変限られた時間ではございますけれども、皆様から忌憚のないご意見をいただければと思っております。 地震だけではなく、毎年災害級の暑さと言われておりますので、皆様におかれましては、お仕事またそれぞれの現場で大変ご苦労されていると思いますが、お身体には、くれぐれもご留意いただきますようお願い申し上げます、市長からの挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。 それでは以降、着座にて進行させていただきます。
危機管理対策 室長	続きまして、次第の3 議題に入る前に事務局より資料の確認をお願いします。
防災課長	それでは、資料の確認をさせていただきます。 まず、次第が1枚 次に「立川市地域防災計画の修正について（資料1）」 次に「立川市地域防災計画素案について（資料2）」 次に「主要な修正点（資料3）」 次に「立川市地域防災計画素案（資料4）」 次に、「被災地における緊急消防援助隊の後方支援活動について（資料5）」 次に、「東京ガスネットワークの防災対策・復旧マイマップ（資料番号なし）」 最後に席次表と防災会議委員名簿となります。 以上が配布資料となります。不足等ございませんでしょうか。 【資料の確認】 ※資料不足の委員がいたら事務局にて配布
危機管理対策 室長	では、次第の3 議題に入ります。 防災会議の議事進行は会長である市長となります。会長、議事進行をお願いいたします。
市長	では、次第の3 議題 「立川市地域防災計画の修正及び素案について」、事務局より説明をお願いします。

防災課長	防災課長の轟と申します。よろしくお願いいたします。 まずは、資料１「立川市地域防災計画の修正について」をご覧ください。こちらの資料は、今回の地域防災計画修正の概要と、その基本的な考え方、そして今後のスケジュールについてまとめたものでございます。 まず、本計画修正の目的は、国や都の防災計画との整合性を確保するとともに、近年の災害から得られた教訓を反映させることにございます。これにより、市民の皆様の生命、身体、そして財産を災害から保護するための減災対策、応急対策、復旧・復興対策を、より適切に実施することを目指しております。 修正の方針としましては、大きく二点ございます。 一点目は、関係法令や国、都の上位計画の修正内容を踏まえ、本市の地域防災計画に反映させ、整合を図ることです。二点目は、立川市内外における近年の災害履歴や地域特性を踏まえ、そこから見えてきた課題を整理し、計画に反映させることでございます。 本計画の修正は、令和６年４月から実施しており、令和８年４月の公表を目指しております。 本日は、その中間段階として、本防災会議において素案を提示するとともにその内容をご説明させていただきます。 立川市地域防災計画素案は、骨子案で掲げた５つの主なテーマを中心に作成を進めてまいりました。 ・一つ目は、能登半島地震で明らかになった課題や教訓を踏まえ、国の防災基本計画の内容を反映させたことです。特に、避難所外避難者への対応などを追記しております。 ・二つ目は、都市型水害への対策として、東京都地域防災計画の内容を反映させたことです。これには、市民一人ひとりが作成する「マイ・タイムライン」の記載などが含まれます。 ・三つ目は、立川競輪場を「特定避難所」として指定することで、避難体制の強化を図ることです。こちらは原案にて明記する予定です。 ・四つ目は、帰宅困難者対応計画の修正及びマニュアル作成による対策の充実化を図ることです。 ・そして五つ目は、立川市の組織改正を踏まえた災害対策本部事務分掌の改正と、計画への反映でございます。 これらの骨子案のテーマや委員の皆さまからのご意見については、
-------------	---

後ほど、ご説明する資料3「主要な修正点」で具体的な内容をさらに詳しくご説明いたします。

続きまして、資料2「立川市地域防災計画（令和8年(2026)4月修正）素案について」説明いたします。

この資料は、今回の修正素案の全体像、すなわち計画の構成と主な見直し内容を詳細にまとめたものでございます。本計画は、国の防災基本計画や東京都の地域防災計画といった上位計画との整合性を図りながら、本市の特性を踏まえて策定しております。

計画の構成は、大きく分けて7つの部で構成されております。

- ・第1部「総論」では、本計画策定の背景や防災機関の業務大綱、市の概況、業務継続計画（BCP）の役割などを示しております。市の概況としては、地形や気象、人口などの最新の数値に更新しております。
- ・第2部「防災・減災計画」では、減災目標を実現するための具体的な取り組み、例えば「市民・地域、事業所等と行政の役割分担」や「防災・減災への取り組み」などを記載しております。この部では、風水害時に備えた「マイ・タイムライン」の作成や、土砂災害警戒区域への対策、道路冠水防止対策、ライフラインの耐震化、さらには避難所外避難者に対する支援方策の検討などが主な見直し内容として盛り込まれています。
- ・第3部「応急計画（地震対策編）」では、地震災害発生からの時間経過に沿った市の対策を、組織や態勢、手順など基本的事項にまとめました。特に、立川市組織改正に合わせた災害対策本部の事務分掌や組織構成の更新、自衛隊の受け入れに関する内容の更新、そして災害薬事コーディネーター、災害歯科コーディネーターといった専門家との連携を明記し、多様な医療ニーズに対応できるよう体制を強化しております。
- ・第4部「応急計画（風水害対策編）」では、風水害に特化した市の災害活動対策の活動方針を示しています。
- ・第5部「応急計画」では、地震・風水害以外の災害に焦点を当て、例えば大量降灰が本市に影響を及ぼすと予想される場合の対策などを記載しております。
- ・第6部「災害復旧・復興計画」では、被災された市民の生活再建や事業者の事業再開を早期に行うための支援策、また東京都や関係機関と連携・協力した被災者総合相談所の設置などについて示しています。
- ・最後に、第7部「南海トラフ地震等防災対策」では、警戒宣言時の対応措置や市民・事業所等の取るべき措置など、南海トラフ地震に特化した対策を示しています。

これらの各部の詳しい内容については、お手元に配布しております資料4「立川市地域防災計画素案」として、冊子をご用意しております。今回の修正点を含め、計画全体の詳細はこちらに記載されておりますので、後ほどご質問の際や、会議終了後に詳細をご確認いただく際にご参照ください。

それでは、最後に、資料3「主要な修正点」についてご説明いたします。この資料は、今回の修正素案における特に重要な変更点や、これまでの防災会議でのご意見などを踏まえて修正した箇所を、現行計画との比較形式でまとめたものでございます。

まず、先ほど資料1でも触れましたが、「避難所外避難者に対する支援方策の検討」が明確に追記されました。これは、能登半島地震等での教訓を踏まえ、在宅避難者や車中泊避難者といった、いわゆる避難所に入らない方々への支援の必要性が高まったことを受けてのものであります。

また、「市民一人ひとりが自身の防災行動計画であるマイ・タイムラインを作成する取組を明記」いたしました。これは都市型水害への対策として、気象情報から災害発生を予見できる風水害において、被害が大きくなる前に適切な避難行動をとるための重要な備えとなります。

次に、「立川競輪場を特定避難所として原案にて明記」することいたしました。これは、地震による危険が高い地域に隣接する立川競輪場を、大規模災害時の避難所として活用するための検討を進めてきた結果でございます。

さらに、「帰宅困難者対応計画の修正及びマニュアルの作成による対策の充実化」を図っております。本年3月には帰宅困難者対応計画の時点修正が完了し、一時滞在施設への誘導マニュアルを作成するなど、より効率的な対応を目指します。また、災害対策本部にも「帰宅困難者対策班」を設置いたします。

そして、「立川市組織改正を踏まえた災害対策本部事務分掌の改正と計画文章への反映」も主要な修正点です。今年4月に実施された本市の組織改正に合わせて、災害時の対応を担う各部を機能に着目して再編し、市民や職員にとって分かりやすい名称に整理いたしました。

市長	医療救護活動においては、「市災害医療コーディネーター、市災害歯科コーディネーター、災害薬事コーディネーター」といった専門コーディネーターとの連携を計画に明記いたしました。これは、災害時の多様な医療ニーズにきめ細やかに対応し、市民の皆様への包括的な医療提供体制を強化するためでございます。 加えて、「市民の平常時における防災用品準備の具体化」として、ご自宅に消火器を備えたり、感震ブレーカーを設置したりするなど、防火防災用品を準備することの重要性を改めて記載しております。 また、情報通信体制の強化の一環として、東京都から配置されたスターリンクを活用し、継続した災害情報の送受信が可能となる旨も明記しております。 以上が、資料１、資料２、資料３を用いた「立川市地域防災計画の修正及び素案について」のご説明となります。 ご不明な点やご意見などございましたら、後ほどご質問いただければと存じます。 私からの説明は以上でございます。 ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 ご発言の際には、所属とお名前をおっしゃっていただけますと幸いです。 質疑がないようですので、これをもちまして「（１）立川市地域防災計画の修正及び素案について」の質疑を終了させていただきます。 今後、「（１）立川市地域防災計画の修正及び素案について」、進めてまいります。皆様ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける場合は拍手をお願いいたします。 【 拍手 】 ありがとうございます。では「立川市地域防災計画の修正及び素案について」は承認されました。 ただいま承認されましたこの件につきまして、事務局より連絡事項がございます。
----	--

防災課長	連絡事項が2つございます。 一つ目は、防災会議終了後、各機関の皆様宛に「立川市地域防災計画素案」に関する、意見の照会をさせていただきます。 期限につきましては、約1か月後の8月25日（月）にさせていただきます。後日、各委員宛にメールにてご依頼させていただきます。 大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。 二つ目は、次回の防災会議の予定についてです。次回の第2回立川市防災会議は、令和8年2月13日（金）10時00分から、同じ場所にて開催を予定しております。 地域防災計画の原案（最終案）を提示する予定です。時期になりましたら、改めてご案内を送付いたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。 連絡事項は以上です。
市長	続きまして、次第の4 報告事項に入ります。 今回は、立川消防署と東京ガス株式会社からご報告があります。 （1）立川消防署からの報告をお願いします。
立川消防署 係長	ご照会いただきました立川消防署の係長です。私は令和6年1月に発生いたしました能登半島地震、あと本年2月に発生いたしました岩手県の大船渡市の山林火災の方ですと、あの被災地に緊急消防援助隊として現地で活動いたしました。 本日配布されました資料の後に、その時の概要がございますので、併せてご確認いただければと思います。現地での活動につきましては、私の方は災害活動ではなく、活動する隊員を支援する後方支援という任務で活動いたしました。 多くの防災機関につきましては、震災等の大規模自然災害発生時には復旧、復興といった住民生活を維持、機能回復するために前線で活動されることになると思います。立川市役所におかれましても、能登半島地震の現地支援に行かれたという話を聞いておりますので、私の派遣経験を通じて見た後方支援に必要なことをお伝えさせていただきます。皆様の一助となれば幸いです。 現地での後方支援活動というものは特別なものではございません。皆様の日々の生活を思い出していただきまして、ご自宅の維持管理、

食事、トイレ、電気ですとか車の燃料、自らが生活する上で当たり前に準備されているものを現地でも維持していくというのが後方支援隊の大きな役目となっています。

能登半島地震の際には、皆様もご存じのとおりインフラに被害を受けまして、上下水道は使用不能であり、生きている電気の施設も限られておりました。東京都の緊急消防援助隊としましても、石川県に進出いたしまして、能登町にあります植物園の駐車場、つまり屋外に空気膨張式のテントを張っておりまして、宿泊、宿営いたしました。

派遣期間中は、資料にあります通り降雪もございまして、そのため雪の重みでテントが押しつぶされたということもございました。毎日下ろしですとか、当然ながら重みでテントのエアが抜けてしまいますので、そういったメンテナンスというのも欠かせませんでした。

当然テントの中も雪が降る中で極寒ですので、ガソリン式の発電機から電源を取りまして、石油ファンヒーターで暖をとっておりまして。ちなみに私が派遣されたときには、夜間その発電機の燃料が枯渇いたしまして、電源供給がストップしたことでテントの中が極寒のまま、朝まで過ごしたということがございました。

食料につきましても、東京から進出する際に持参した分もありましたが、100名を超える派遣規模で行っておりますので、やはり活動を継続するためには十分ではありませんでしたので、現地調達しなければなりませんでした。

当時は、付近のお店に直接連絡いたしまして、調達可能なお店に向いて確保しておりました。場合によっては富山県の高岡市まで調達しに行ったケースもございました。水に関して言いますと、食料品に活用する他に、災害活動を終了し宿営地に戻ってきた活動隊員、使用資機材、車両等の汚れを落とすために不可欠でした。

理由といたしましては、災害活動からもたらされた有害な物質によって宿営地の衛生環境が悪化するため、集団感染が引き起こされて活動継続が困難となってしまう恐れがございます。そのために寝床となるようなテントに入る前に、活動の汚れを落として、次の活動に備え、綺麗な状態で休息を取る。そういった環境作りがとても重要となります。

合わせて衛生環境の確保に重要なことは、ゴミやし尿に関する対策でございます。能登半島地震では降雪を伴う環境であったことが

ら、集積されたゴミとかし尿関係の悪臭の影響を小さく抑えられたのですが、この暑い気候の中では、やはり腐敗や悪臭の影響というのが大変危惧され、十分な対策が課題となってくるものでございます。

ちなみにゴミやし尿に関しましては、地元のクリーンセンターが受け入れ可能ということでもありましたので、大量に溜まってしまうということがなく、衛生環境が十分保たれましたので、立川市ですとか東京都が被災したことを踏まえますと、同様な課題というのが発生するおそれがあると想像されます。

緊急消防援助隊としての燃料というのが生命線でございます。やはり車両資機材がもとより、照明、暖房、調理を維持するために、毎日調達可能なガソリンスタンドに赴いて確保しておりました。当然、地震被害に伴い営業していない店舗も多く、被災生活を送る皆さんも、やはり燃料が必要ということですから、調達場所を調整するということも簡単ではございませんでした。また、後方支援活動というのは、災害活動と違い終わりがございません。そのため、災害活動で活動する隊員だけではなく、交信活動をする担当する人員の活動時間の管理、休憩時間の確保、もちろんモチベーションの維持ということも大変重要となってきます。岩手県の大船渡市の山林火災では、まさにこのことを実感させられるものでございました。

電気や下水道は使用可能という状況ではありましたが、派遣当初は東京都と埼玉県の消防部隊に場所を交互でやっておりまして、同一活動エリアで8時間交代、24時間交代で休まず活動しておりました。日によっては1日16時間という形で活動しておりますので、それに伴って活動隊員が軽食を持参させたんですが、宿营地と活動現場は1時間程度かかるような距離であり、次の活動部隊へ引き継ぐ資機材の撤収やはじめに戻ってくる部隊と最後に戻ってくる部隊とでは、概ね3時間ほど開きがございました。

そのため、後方支援隊も、活動の終わりを見て、計画的・効率的な支援を行って、後方支援隊の休憩時間を確保しようとはしていましたが、食事の準備ですとか、先ほど申したように、活動隊員の汚れを落とすための支援だとか、次の活動に向けた後方支援の準備、燃料の確保、飲食料の確保、まあ昼夜を問わず、やはり夜間も活動しておりますので、休息を取れる体制の確保ということを考慮いたしますと、前線部隊の裏方のように見える後方支援隊も、実は休憩することなく常に活動しておりました。

これらの活動をなくしては、前線の消火救助業務の円滑な展開は成

	立しないような重要な任務でございました。 今お話しした以上のことから、重要なことは4点挙げさせていただきます。1つは、やはり休息場所の確保、2点目が衛生環境の確保、3点目が交代要員の確保、4点目が燃料の確保となります。 プライバシーに配慮した機能的な休息場所、外の汚れ、発生したゴミやし尿による臭いや感染防止を配慮した衛生環境対策、後方支援は24時間継続されるものではありませんから、そういった任務を担う人材のローテーションなくしては成り立ちません。 また、停電時には照明とか食事のために燃料が欠かせません。やはり照明がありますと、メンタル的にも夜間に明かりがありますので、安心できる面もございますので、燃料の確保というのも重要性を感じました。各防災機関が一致協調して連携強化を進めていくことが重要であるということを、緊急消防隊の派遣を通じまして強く認識したところでございます。 雑談ではありますが、説明は以上となります。どうもありがとうございました。
市長	現場を踏まえたご報告を賜りました。ただいまのご報告について何かご質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。そうしましたら、立川消防署からの報告を終了させていただきます。 続きまして、(2)東京ガス株式会社からの報告を、よろしくお願いいたします。
東京ガス(株)	ご紹介いただきました。東京ガス株式会社、東京西支店長でございます。まずは、説明の機会をいただきましてありがとうございます。 また、日頃は色々とお世話になっていると思います。この場を借りて感謝を申し上げます。私の方から、せっかくの機会なので東京ガス、都市ガスの防災対策について少しご紹介させていただきます。 資料のうち、「東京ガスネットワークの防災対策」をご覧ください。まず、防災対策をお話する前に、皆様にガスをお届けする際の経路

といいますか、そういった基礎知識が必要だと思いますので、ご承知の方いらっしゃるかもしれませんが、おさらいも兼ねてお話をさせていただきます。

お客様にガスが届くまでということで、一番左のポンチ絵をご覧ください。東京ガスでは、まず天然ガスを海外から-162 度に冷やし、濃縮させてタンカーに載せて運ぶことができます。その後タンクで液体のまま保管する形になります。そして必要に応じて液体からガスに変える装置によって初めて皆さんがお使いになっているガスで気体になります。

そして、圧力が高くて最も太いパイプからガスを送り続け、ガバナ―セクションという装置でガスの圧力を一つ下げ、中圧にします。中圧はたくさんガスを使う工場や病院や大きなビルに送られます。

次に、地区ガバナ―という更に圧力を下げる装置により、家庭用の低圧ガスが送られます。

東京ガスは、このガスを供給するにあたって、3つの観点での地震対策を講じています。地震対策の話に入る前に、風水害への影響についてよく聞かれたためお答えしますと、基本的には土に埋まっているものであり、風水害の影響はほとんど受けません。

また、ガスは基本的には圧力で制御していますので、配管等が流されない限りは、停電時でも基本的にはガスの供給が止まることはないと思っていただいて結構かと思います。

それでは、大きな地震があった場合の話ですが、まず予防処置として、基地は、本当に大きな基地でしっかりとした岩盤で植え付けられていますので、基本的にはかなり頑丈です。基地に何かあった場合は、日本がめっちゃめっちゃになっているという、それくらいの規模の地震災害が起きたことになります。

高圧、中圧のガス管は非常に硬く、漏れがほぼありません。東日本大震災や阪神淡路大震災でも、中圧管まで漏れた実績はありません。そのため、発電関係のガスが提供できなかったことは無いということで、発電もできるような状況になると思います。

また、ガスホルダーはよく見かけると思います。こちらもしっかりとした岩盤に打ち付けられていますので、まず倒れることはありません。ウルトラマンなどで、転がってる姿を見たことがあるかもしれま

せんが、あんなことは基本的にないと思います。

最後に低圧のガス管は、細かい毛細血管のような管ですが、今はこういった樹脂管に変えています。更に今まででは少し弱い管がありましたが、今年度中にその管を全て植え替えられる予定ですので、低圧と言えども非常に強靱性が増していくため、おそらく震度5程度では全く問題ないかと思いますが、震度6でどうかという、そんなレベルにこれから達していくと考えていただければと思います。

ここまでが予防の話です。では実際地震が起きたらどうなるのかというと、まず家庭にもメーターが付いていると思いますが、そこで1度止まります。震度5弱以上になると止まる可能性があります。ただ、同じ地区でも止まる家と止まらない家があるのは、地盤の揺れ方が違うというのが本音です。100m離れば実際に変わります。

止まるというのが一つの防御措置としてあります。

2点目が、低圧と中圧について、ブロックで分けて管理をしています。先程の話の中でガバナーという圧力を下げる装置について話したと思いますが、そこに基本的には監視器が付いており、震度6弱以上があると止まるようになります。状況に応じて、しっかりと現状を確認しながら、ガスを止めたり、流し続けるといった判断をしています。そういった対策をしています。

このブロックでの管理をなるべく細かくしようとしています。細かくすると、例えば半分のお客さんは残念ながら補修のためにガスを止めなければならないですが、半分は基本的には普通に使えるようになります。なるべく問題がない範囲はすぐに使っていただく、そうでない範囲は、ガスの場合は装置が埋まっているため少し工事に時間がかかるため、そういった分け方をしてなるべく対応しています。

3点目が、遠隔での様々な対応です。現在はガバナーに通信してガスを開閉していますが、3年前からスマートメーターによって家庭のガスメーターを開閉できるようになってきています。それにより、より細かい操作ができるようになり、本当にダメなところについては残念ながら少し待っていただきますが、そうでないところはガスをなるべくすぐに使えるように、そんな対策を始めているという形になります。

最終的には復旧というところになります。基本的には先ほど申し上げた通り、問題無いところはどんどん通信でガスを開けて使っていただけるようになりますし、そうでないところは残念ながら一度全てガ

市長	スを止めます。 それもガスメーターで全て止めてから、復旧して問題無いかどうかを確認し、最終的にガスを開くまでには少し時間がかかりますが、そういった対応をさせていただいているという形になります。 ちなみに、資料の一番下に装置がありますが、これは移動式のガスで、何かあった時にどうしても供給しなければならない場合に使用します。 また、震度5弱の地震が来ますと、東京ガスのホームページを開くと資料のような画面が出てきます。要はガスの簡単な復旧操作をご案内するような画面に切り替わる、ということです。皆様になるべくご迷惑をかけないように、対策を練っているという形になります。 また、資料の裏面については、東日本大震災での対応を色々記載していますので、後ほど見ていただければと思います。 最後に復旧マイマップという資料があります。大地震が発生し、仮にガスを止めなければならない時に、ホームページで、「皆さんここ止まっています」という話をリアルタイムで見れる形にしております。 ただ、私も入社して長い期間経っていますが、こちらが使われたことはありません。東日本大震災では300万軒程度止まりましたが、ガス管が漏れて本当に止めなきゃいけない事態にはなっていませんので、相当大きな地震が発生した場合になります。 ご自宅で今使えるかどうかを確認し、もしガスが出ていなかったら、こちらを見て確認ができるという形になりますので、知識として持っていれば慌てずに対応できますので、よろしくお願いしたいと思います。 私からは以上でございます。ありがとうございました。 ありがとうございました。 ガスに関することが皆さん分かったかと思います。 ただいまの件につきまして何かご質問、ご意見はございますか。 質疑がないようですので、これをもちまして (2) 東京ガス株式会社からの報告を終了いたします。
----	--

立川市医師会 理事	続きまして、次第の5 その他に入ります。 その他ご報告・ご意見等がございましたらお願いいたします。 立川市医師会からお伝えします。既に防災課や健康推進課の方にはお話している内容になりますが、この場で申し上げたいことがあります。 発災後まもなく、緊急医療救護所が5箇所開設されますが、立地がJR中央線沿いに偏っているため、市の北側が課題と考えています。そこで、五日市街道付近の中学校3箇所、新奥多摩街道付近の中学校1箇所の計4箇所に救護所を開設できないか、相談しているところです。 確かに中央線沿いに比べて市の北側は負傷者が多くはないと思いますが、地域格差があるのはどうなんだろうと思っています。 医師会としては、それに十分対応できる準備もできている。緊急医療救護所3か所に多数の医師が参集するのはもったいないため、提案している4箇所の救護所への人員配置の案を提出しました。 また、救護所が72時間程度を区切りに閉めると思いますが、その後の避難所の支援についてもアイデアを出して、医師会が支援できる人員配置のルールも準備したところです。 あとは市に、その話にどう向き合っていただけるかどうかということですね。今月の11日も防災課と健康推進課と話しまして、そこで課題としてあがったのは救護所の開設についてであり、担当部署が変わってきてしまう点でした。おそらく学校関係の部署の協力が必要になります。 それから、避難所運営には自治会が関わってくるため、そういった方々の支援が必要になってきますので、担当部署との連携も必要になってきます。そうすると、全庁的な1つ検討テーマとして考えてもらえないかなという提案です。 できる限り今年度か来年度までになにかしらの形を作っていただきたい。我々としては非常に真剣に考えており、既に準備ができています。もし市がこの話に乗ってくだされば、我々も秋から会員への周知をして、このように訓練をしましょうとか、いろいろな提案ができま
----------------------	---

市長	す。予算的に難しいということであればしかたがないですが、ぜひ市の方で前向きにご検討いただければと思います。 貴重なお話ありがとうございました。担当のセクションにお話をいただいているということですので、今後、市としても検討させていただきたいと思います。 ただ、当然予算の面もございますが、一方で、お話の中でもございましたが、一次避難所としての機能と、医療救護としての機能の施設上の棲み分けをどうするかという課題もあります。予算だけでは済まない部分もありますので、実際に災害が起こった時に想定通りにいかどうかはわかりませんが、図上でちゃんと棲み分け可能かということも調整をしないといけないと思います。 市としてこういった課題があるのか、ということをしかりと検討させていただいた上で、可能であれば取り組みを進めていきたいと思っておりますので、是非今後とも意見のすり合わせをさせていただければと考えております。 ありがとうございました。 他に質問等は何かございますでしょうか。 皆様方には大変貴重な時間、立川市の防災会議にご参加をいただきましてありがとうございました。 先ほども事務局からもお話を申し上げたとおり、地域防災計画の修正につきましては、ぜひとも皆様方の知見をお寄せいただけますようお願いを申し上げます。 また、立川市といたしましては、今新たなご提案もございましたが、引き続き市民の皆さんの生命そして身体財産を守っていくために対策を講じていきたいと考えておりますので、ぜひとも皆様方には今後ともご力添え賜りますようお願いを申し上げます。 これをもちまして、令和7年第1回立川市防災会議を閉会させていただきます。 本日は誠にありがとうございました。 【 終了 】
----	--

別表

No.	機関名	役職	出欠
会長	立川市	市長	○
1	関東財務局 東京財務事務所	立川出張所長	○
2	陸上自衛隊	第1 後方支援連隊第2 整備大隊長	代理
3	東京都保健医療局	多摩立川保健所長	○
4	東京都建設局	北多摩北部建設事務所長	○
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部	立川給水管理事務所長	○
6	警視庁	立川警察署長	代理
7	東京消防庁	第八消防方面本部長	×
8	東京消防庁	立川消防署長	○
9	立川市消防団	団長	○
10	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	副院長	×
11	日本郵便株式会社	立川郵便局長	代理
12	東日本旅客鉄道株式会社	立川駅長	代理
13	日本通運株式会社	多摩支店長	○
14	東日本電信電話株式会社	東京事業部 東京西支店長	○
15	東京電力パワーグリッド株式会社	立川支社長	○
16	東京ガス株式会社	東京西支店長	○
17	西武鉄道株式会社	小川駅管区長	○
18	多摩都市モノレール株式会社	安全管理推進室長	○
19	立川市三師会災害対策本部	本部長（医師会）	代理
20	立川市三師会災害対策本部	副本部長（歯科医師会）	○
21	立川市三師会災害対策本部	副本部長（薬剤師会）	○
22	立川市自治会連合会	会長	代理
23	立川バス株式会社	運輸部 旅客サービス課長	○
24	立川女性防火の会	会長	○
25	立川市	副市長	×
26	立川市	副市長	○
27	立川市	教育長	○
28	立川市	市長公室長	○
29	立川市	政策財務部長	○
30	立川市	行政管理部長	○
31	立川市	危機管理対策室長	○
32	立川市	子ども家庭部長	○
33	立川市	保健医療部長	○
34	立川市	福祉部長	○
35	立川市	環境資源循環部長	○
36	立川市	都市整備部長	○
37	立川市	産業まちづくり部長	○
38	立川市	市民部長	○

39	立川市	文化スポーツ部長	○
40	立川市	公営競技事業部長	○
41	立川市	会計管理者	○
42	立川市	教育委員会事務局 教育部長	○
43	立川市	議会事務局長	○